平成２３年（フ）第５４１６号
大阪市淀川区東三国４丁目11―４　新大阪明成ビル701号、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区宮原１丁目19番15―402号
破産者　有限会社スリーネット
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７２５号
大阪市北区本庄東１丁目18番３号
破産者　株式会社フォースタイル
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４８２号
大阪市西成区花園北１丁目６番17号
破産者　株式会社木原材木商会
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４８３号
大阪市西成区北津守２丁目７番20号
破産者　有限会社崇擧商事
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５２５号
大阪市住吉区大領１丁目３番15―303号
破産者　有限会社オワテック
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９５３号
兵庫県三木市志染町吉田915、住民票上の住所兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目35番地
破産者　藤本　銀一
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０８号
神戸市東灘区森南町１丁目５番１号セルバ甲南山手108
破産者　ラモーダ六甲有限会社
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３４号
大阪府八尾市福栄町１丁目13番地の２
破産者　株式会社山崎精密機プレス工作所
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３３５号
大阪府八尾市福栄町１丁目７番地
破産者　株式会社リンベ産業
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１０３０号
岡山県倉敷市児島下の町８丁目２番16号
破産者　五百森　基
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４１号
福岡県古賀市千鳥２丁目27番13号
破産者　有限会社兼生工業
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５１５号
福岡市中央区薬院３丁目10―12東峰マンション202
破産者　株式会社エコテック
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５２７号
福岡市南区若久４丁目17番２号
破産者　株式会社アルファポケット
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６００号
鹿児島市上荒田町25番地19号
破産者　株式会社ペックエンジニアリングス
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４５号
山形県米沢市金池１丁目２番２号
破産者　ＭＴＳリンク株式会社
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第８０５号
東京都立川市富士見町６丁目25番304号、開始決定時の住所東京都立川市富士見町６丁目63番24号
破産者　大森　元夫
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０９３号
東京都昭島市緑町３丁目８番17号杉田荘101号
破産者　水野　知子（旧姓大森・青木）
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０９４号
東京都立川市曙町１丁目19番９号Ｋコーポラス101号
破産者　青木タカ子
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０６号
相模原市中央区上溝７丁目25番24号
破産者　有限会社上野電気工業
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６０８号
愛知県岡崎市康生通西３丁目15番６号
破産者　株式会社岡崎エネルギー供給公社
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
愛媛県今治市近見町３丁目４番43号、商業登記簿上の本店所在地愛媛県今治市近見町３丁目４番43号
破産者　有限会社井川建設
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部